

富山県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和7年7月16日（水）午後1時30分から午後3時40分
場所 森林水産会館 33号室

2 出席委員

竹野博和、東 秀一、角眞光彦、杉守智美、田子泰彦、立野義弘、中井隆行、堀井律子

3 議 長

富山県内水面漁場管理委員会 会長 竹野博和

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項及び第173条の規定に基づき、当委員会は成立。

5 議事録署名委員の指名

立野義弘、杉守智美

6 県職員等

水産漁港課 荒木参事、南條副主幹、中島主任（内水面漁場管理委員会事務局兼務）

7 事務局職員

前田事務局長（水産漁港課水産担当課長兼務）

8 付議事項（議題）

- （1）内共第3号（黒部川）、内共第10号（神通川）及び内共第14号（庄川）の漁業権遊漁規則の変更について（諮問）

県水産漁港課の中島主任から、資料1に基づき説明があった。令和7年5月9日付けで県漁業調整規則が改正され、あゆ採捕禁止期間の終期が6月15日から5月31日に前倒しとなった。漁業権河川のあゆ漁解禁日の前倒しには、漁協の行使規則と遊漁規則の変更が必要で、あゆを漁業権魚種とする8漁協に規則改正の意向を確認したところ、黒部川内水面漁協、富山漁協、及び庄川漁連から、行使規則と遊漁規則の変更認可申請が提出された。漁協の規則のうち、遊漁規則については、漁業法第170条第4項において、変更の際には内水面漁

場管理委員会の意見を聴かなければならないと定められており、今回諮問するもの。

3 漁協の変更認可の主旨は、いずれも「県漁業調整規則の一部改正に合わせて、漁協規則におけるあゆ漁およびその他必要な魚種の漁の期間を改正するもの」となっている。富山漁協については、アユのみの採捕可能期間を、6 月 16 日から 11 月 30 日となっていたものを、6 月 1 日から 11 月 30 日までに変更するもの。黒部川内水面漁協の黒部川の遊漁規則の変更については、アユと共にカジカの漁期も同様に変更するもの。庄川漁連においては、アユに加えてサクラマスの漁期も変更となっており、4 月 1 日から 6 月 15 日までを、3 月 1 日から 5 月 31 日へ変更するもの。

- 中井委員より、小矢部川においてサクラマスの特別採捕許可の期間はどうなっていたか確認する質問があった。
- 中島主任より、調べて後日お知らせすると回答があり、サクラマスの特別採捕の期間が、アユの漁期と重なって遊漁と漁場利用のトラブルとならないことが重要との説明があった。
- 田子委員より、黒部川ではカジカをどのように採捕しているか質問があった。
- 立野委員より、投網で獲っているが、6 月 1 日にはあまり入らないかもしれないと回答があった。
- 田子委員より、黒部川でアユとカジカは同時に解禁するのか質問があった。
- 立野委員より、黒部川では同時に解禁すると回答があった。
- 角眞委員より、黒部川で投網でアユは採捕できるか質問があった。
- 立野委員より、昔は投網でアユやカジカが多く獲れたが、今は少なくなったと回答があった。
- 東委員より、カジカのサイズは 5～7 センチぐらいか質問があった。
- 立野委員から、そのサイズであると回答があった。
- 田子委員から、カジカの種苗はどこから入手しているか質問があった。
- 立野委員より、新潟県ほかもう 1 か所からであると回答があった。
- 中島主任より、石川県と新潟県からであると補足説明があった。
- 立野委員より、カジカの種苗を入手するのが年々難しくなっている状況が説明された。
- 田子委員より、将来的には漁業権魚種から外すことになるか質問があった。
- 立野委員から、当面は大丈夫そうであるが、遡上量調査も実施しているが、数が獲れないので連携排砂の影響ではないかと思うとの回答があった。

このほか、委員から意見や質問等はなく、異議なしとして答申することが決定された。

(2) コイヘルペスウイルス病のまん延防止にかかるコイの放流制限及び遺棄の禁止について（協議）

県水産漁港課の中島主任から、資料2に基づき説明があった。

1 ページ目は協議の内容、2 ページ目は協議の理由、3 ページ目は、本県と全国のコイヘルペスウイルス病の陽性確認件数のまとめ、4 ページ目は委員会指示案となっている。本県の公共用内水面では、平成 16 年にはじめてコイヘルペスウイルス病によるコイの死亡が確認され、平成 20 年まで発生が確認されていた。平成 21 年以降は確認されていない。一方全国では、毎年発生が確認されているため、本県においても、まん延防止の措置が必要である。令和 6 年度には、3 ページ目のとおり、全国で 23 件発生しており、5 月から 11 月にかけて 14 の都道府県での発生が確認されている。内訳として、新潟、長野、山形、千葉、東京、島根、青森、福島、山梨、岐阜、高知、神奈川、北海道および愛知県で発生がみられている。このため、コイヘルペスウイルスに感染したコイが、放流または遺棄されることがないように、例年、内水面委員会指示を発出している。現行の指示内容は 2 ページ目に記載するとおりであり、この指示の期間については、令和 6 年 8 月 16 日から令和 7 年 8 月 15 日までとなっており、今後もまん延防止を図るためには、指示を継続することが必要である。同じ内容の指示を、令和 7 年 8 月 16 日以降も継続することについて、この度委員会に協議させていただきたい。

- ・ 田子委員より、委員会指示の趣旨はよく分かるが、漁業権魚種として指示量は定められていないか質問があった。
- ・ 中島主任より、指示量は定められているが、放流できなくても、義務を果たしていないとは見做されない、との回答があった。
- ・ 田子委員から、現在、県内ではコイは放流されているか質問があった。
- ・ 中島主任より、小矢部川でのみ放流が行われていると回答があった。
- ・ 中井委員より、コイが旧福岡町の特産であり放流しており、検査で KHV フリーと確認されたコイを地元の養鯉業者から入手して放流していると説明があった。
- ・ 田子委員より、委員会指示の「同じ場所」とはどの程度厳密なものか質問があった。
- ・ 中島主任より、接続する水面の範囲では、常識的に少しの移動は許容されるのではないかと、との回答があった。
- ・ 田子委員より、指示量はどのようにして決めたのか質問があった。
- ・ 中島主任より、平成 28 年の免許の際に定められた量を、毎年委員会のヒアリングを踏まえ継続的に指示量が定められていると回答があった。

このほか、委員から意見や質問等はなく、コイヘルペスウイルス病のまん延防止にかかるコイの放流制限及び遺棄の禁止について「異議なし」とされ、資料 2－2 のとおり委員会指示を発出することで承認された。

- (3) 「富山県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程」及び「富山県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程」の一部改正について（協議）

事務局の中島主任から、資料3に基づき説明があった。

国においては、デジタル社会の実現に向け、国の法令等に基づくアナログ規制について点検・見直しが行われており、地方公共団体においても同様に取り組まれている。本県においても上記の見直しが行われているが、当委員会に係る規程について検討したところ、「富山県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程」及び「富山県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程」について該当があったことから、改正を行うもの。

富山県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程では、意見の聴取の実施に係る公示の方法について、「委員会の事務所の掲示場における掲示」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法」に改める。富山県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程についても、公聴会の開催に係る公示の方法について、同様に改めるものである。施行期日は令和7年8月1日を予定している。

- ・ 竹野会長より、海区漁業調整委員会においても同様の改定はすでに実施されているか質問があった。
- ・ 中島主任より、既に4月1日付で改訂されていると回答があった。

これら以外には意見や質問はなく、手続規程を案のとおり改正することが決定された。

(4) 第5種共同漁業権の一斉切替えに係る本要望調査の結果について（報告）

県水産漁港課の中島主任から、資料4に基づき説明があった。

上市川上流における現在の内共第7号については、漁協の解散に伴い、令和6年12月31日に漁業権が消滅しており、次期の漁場計画策定の要望はなかった。また、白岩川上流における内共第9号についても、白岩川南部漁協が今年度中の解散を予定しており、同様に次期の漁場計画策定の要望はなかった。

白岩川における内共第8号について、中新川漁協から支流の栃津川の漁業権区域を上流側に拡大し、第2米道橋下流端までとするように要望があった。

庄川における内共第14号について、庄川沿岸漁連から支流の鴨川の漁業権区域を和田川合流点から親司川合流点まで、親司川の漁業権区域を鴨川合流点から上流側の親司川の上流端まで、新たに設定するように要望があった。

百瀬川における内共第13号、庄川における内共第14号及び、庄川（上流）における内共第15号について、庄川沿岸漁連より漁業権魚種からニジマスを除外するよう要望があった。

庄川における内共第14号について、庄川沿岸漁連からモクズガニを新たに漁業権魚種に追加するよう要望があった。

- ・ 田子委員より、白龍漁協と白岩川南部漁協については、漁業権者である漁協が存続し得ないために漁業権が失われるようになったということか、質問があった。
- ・ 中島主任より、以下のとおり回答があった。白龍漁協については水産業協同

組合法に定める法定の人数が確保できず、漁協として存続できない状況となり、漁協が解散して漁業権が放棄された。白岩川南部漁協については、今年に漁協の主要メンバーが亡くなられたこともあり、理事会で解散する方向性が確定したため、免許更新を要望しないこととなった。

- 田子委員より、以下のとおり意見があった。中新川漁協による栃津川の漁業権区域の拡大の要望は良いと思う。漁場利用を把握する上で、地域の方々への聞き取りを行ったのも良いと思うが、遊漁者の漁場利用の実態把握は難しいことと認識している。庄川では監視員が毎日漁場の監視を行っているが、一つの場所を監視するのは限られた時間となり、短時間だけ釣りをする人を把握することは難しい、との意見があった。
- 中島主任より、田子委員の発言に関連して、以下のとおり説明があった。漁場利用の状況をデータで示すのは難しいが、漁業権という権利を付与するからには漁場利用の観点での一定のチェックが必要となる。周辺の環境も含め、漁場として有効か総合的に判断する必要がある、環境が整っていれば、種苗放流で資源を造成する方法もある。
- 東委員より、漁業権の区域を支流へ拡大することは良いことで、資源の増大へ寄与するものと認識しているが、庄川でのモクズガニの義務放流はどのように対応するのか、質問があった。
- 田子委員より、小矢部川漁協より放流用個体を融通してもらうことを想定している、と回答があった。
- 中井委員より、自分が所属する小矢部川漁協では対応可能である旨の回答があった。
- 田子委員より、庄川では現在十数人のモクズガニ採捕者がいるが、かご漁具が内水面で禁止漁法となっていないので、今後、資源管理の必要性があることから要望している、との説明があった。
- 東委員より、百瀬川でアユを魚種として追加するのは良い考えであり、ダム上流の区域で資源として有効活用するためには、秋にヤナですべて捕獲する考え方もあるが、県の方でヤナを許可することはできないか、質問があった。
- 田子委員より、ヤナは知事許可漁法、禁止漁法のいずれに該当するか質問があった。
- 中島主任より、禁止漁法であると回答があった。
- 東委員より、相当以前には神通川でもヤナを掛けていたことがあり、再生産への影響を考慮して禁止漁法に指定されていると思料される、との意見があった。
- 田子委員より、百瀬川の利賀地区では、イワナとアユの掴み取りのイベントは大好評であり、再生産に寄与しない資源については、ヤナを許可して利用の方が有意義であると思う、との意見があった。
- 田子委員より、庄川の支流である、鴨川や親司川への漁業権区域の拡大要望

については、今回は対応を見送り、令和13年度の漁場計画の見直しで検討することとしてもらっても構わないとの意見があった。また、必ずしも漁業権を設定して管理する方法ではなく、委員会指示により採捕を規制して資源保護を行う方策もあり得るとの意見があった。

以上の質疑の後に、事務局の中島主任から今後の進め方について説明があった。

今回、要望のあった漁業権魚種の追加と削除については、その理由等が十分に整っており、新たにダム上流域である百瀬川でアユを漁業権魚種として追加し、漁場と利用することに関しても、水産研究所による調査結果が存在することから、委員会としての追加の検討や現地調査も特段必要ないのではないかと考えている。

白岩川の支流である栃津川の上流への漁業権区域の拡大については、要望者である中新川漁協から現地で説明を受け、漁場としての適性を委員の皆さんに判断いただくのが良いと考えている。

以上から、8月下旬に栃津川での現地調査を実施し、10月に開催する委員会において、漁場計画の新規要望に対する委員会の意見を取りまとめていただきたいと説明があった。

委員から意見等はなく、8月18日から29日の間で日程調整を行い、午前であれば9時から、午後であれば13時から、半日程度で現地調査を栃津川で実施すること、また、原則、県庁へ集合して県公用車で移動することとなった。

(5) 富山県内水面漁業振興計画（案）について（情報提供）

県水産漁港課の南條副主幹から、資料5に基づき説明があった。

内水面振興計画（案）については、前回の4月の委員会で皆様からいただいた意見に対応して今回修正したほか、県内市町村、県庁の関係各課、河川管理者である国土交通省の機関等に意見照会を行い、それらの意見を踏まえて修正している。

具体的には、3ページに各漁場における漁業権魚種の一覧表を掲載したほか、12ページの施策の基本方向で一部文言の変更を行い、推進施策に関しても丁寧な表現へと修正している。13ページの地場産アユについて「転換の促進」から「利用」へと変更したほか、前回の委員会での議論を踏まえ、KPIとした地場産放流種苗の割合の目標値を90%から80%へと変更した。18ページでは、「水辺環境の保全」の取組み内容として、地域住民等による河川の清掃美化活動等を記載した。22ページのコラムについて、河川管理者からの意見に対応して、場所等に関する表現等の修正を行った。

現在も意見照会を行っているところであり、修正等があった場合には、委員会の竹野会長へ説明することとし、委員会での説明は今回を最後としたい。

今後の予定としては、8月にパブリックコメントを行い、9月に公表することを予定している。

以上の説明に対して、委員から意見や質問はなかった。

(6) 全国内水面漁場管理委員会連合会令和7年度通常総会の概要について（報告）

前田事務局長から、資料6により「全国内水面漁場管理委員会連合会総会について」報告があった。

令和7年5月30日に、東京都で、令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会の通常総会が開催された。第1号議案として令和6年度の事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について、第2号議案として令和7年度の事業計画案及び収支予算案について説明があり、案のとおり承認された。なお、各県委員会から負担金（10万円）を支払うこととなる。

第3号議案として、令和7年度の提案書が示され、全国の内水面における問題や課題について、水産庁をはじめとする関係省庁への要望事項が協議された。今回の要望より、複数ある項目の中に重点項目が設定された。変更点等は以下のとおりであった。

I 外来魚対策について、外来魚駆除を重点項目に設定し、コウライオヤニラミ、ミシシッピーアカミミガメ等の条件付き特定外来生物の駆除等を追加した。II 鳥類による食害対策について、カワウ対策を重点項目に設定し、カワウ個体数を半減させる目標年次（達成期限）を修正した。III 魚病対策について、中日本・東日本ブロックからの意見により、アユの冷水病やエドワジエラ病の防疫を重点項目とした。IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について、中日本ブロックからの意見により、自然に配慮した河川改修等を重点項目に設定した。また、中日本ブロックからの意見により、河川湖沼の環境（土砂、森林、河川流量）の保全を重点項目に設定した。

第4号議案として、次期役員及び事務局案について協議され、新たに会長担当ブロックは西日本ブロック（任期4年）となり、最初の2年間は鹿児島県が担当することが決まった。

- 委員からの質問や意見等は無かった。

(7) その他

- 中井委員より、琵琶湖産アユの不漁により、現時点では委員会指示量を満たすアユの放流が出来ていない状況が報告された。
- 田子委員より、開催通知など委員会事務局から委員への連絡手段として、文書の郵送ではなくEメール送付とすること、また、委員会の開始時刻を13時30分としているが14時へ変更することを検討いただきたい、との意見があった。
- 前田事務局長から、皆様のご意見等をお聞きして対応を考えたいと回答があった。
- 立野委員から、令和8年度のアユの解禁日に関する問い合わせがあった。
- 中島主任から、釣りと網漁の解禁日について、トラブルが発生しない合理的

な理由、或いは、漁場でのトラブル回避の対応策等を提示した上で、日時を設定していただきたい、との回答があった。

(8) 次回の委員会の日程について

次回の委員会を、令和7年10月24日（金）13時30分から開催することを申し合わせ、散会した。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和7年7月16日

議 長

署名委員

署名委員
